



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*46 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課) 1

○ 公安委員会規則

*8 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 11

規 則

和歌山県規則第46号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「自動車税に係る」を削る。

第5条の3第1項第2号ア中「自己あて」を「自己宛て」に改める。

第5条の3の3第1項中「第20条の9の3第1項又は第2項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8」を「第20条の9の3第1項から第3項まで」に改める。

第5条の3の4第1号中「）又は」を「）若しくは」に、「、賦課期日現在において県内に学校教育法」を「賦課期日現在において県内に学校教育法」に、「又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条の第4号に規定する」を「、専修学校（学校教育法第124条に規定する専修学校で所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の8第1項で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で所得税法施行規則第40条の8第2項で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を設置するもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人であって賦課期日現在において県内に」に改める。

第7条の5の2第2項第4号中「地方税法施行規則」の次に「（昭和29年総理府令第23号）」を加える。

第7条の5の4第1項及び第2項中「車いす」を「車椅子」に改める。

第13条第5号中「まっ消」を「抹消」に改める。

別記第1号の12の2様式中「ちょう付」を「貼付」に改める。

別記第2号様式から別記第2号の3様式までを次のように改める。

別記第2号様式(第13条関係)

年度

個人の県民税の賦課状況報告書

県税事務所長 様

市(町村)長

号 日
第 年 月

㊦

和歌山県税条例第27条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

区 分	個人の県民税			個人の市町村民税			計
	均等割	所得割	計ア	均等割	所得割	計イ	
普通徴収分 ①	円	円	円	円	円	円	円
当該年度分(10/12箇月分) ②							
特別徴収分 前年度課税分で本年度の収入となるべき分 (2/12箇月分) ③							
計 ② + ③ ④							
退職所得の分離課税に係る所得割額 ⑤	円	円	円	円	円	円	円
合計 ①+④+⑤ ⑥							
特別徴収分のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分(2/12箇月分) ⑦							
滞納繰越となった分 ⑧	円	円	円	円	円	円	円
区 分	普通徴収分	特別徴収分	計	特定あん分率			
均等割のみ の者 ⑨	円	円	円	—	C-A D-B		
所得割のみ の者 ⑩							
均等割と所得割の者 ⑪							
計 ⑨+⑩+⑪ ⑫							
退職所得の分離課税の者 ⑬							
滞納繰越となった者 ⑭							
合計 ⑫+⑬+⑭ ⑮							

調 定 額

納 税 義 務 者 数

別記第2号の2様式(第13条関係)
年度

県税事務所長 様

個人の県民税の賦課状況変更報告書

市(町村)長

第 年 月 日

印

和歌山県税条例第27条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

区	均等割		当初(前回)報告書		変更により増減した額		差異現在額 ア+イ				
	均等割	ア	均等割	イ	均等割	イ					
県民税の調定額	普通徴収分	① a									
	特別徴収分	② a									
	前年度課税分で本年度の収入となるべき分(2/12箇月分)	③ a									
	計 ②a + ③a	④ a									
	退職所得の分離課税に係る所得割額	⑤ a									
	合計 ①a+④a+⑤a	⑥ a					A				
	特別徴収分のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分(2/12箇月分)	⑦ a									
滞納繰越となった分	⑧ a										
普通徴収分	① b										
特別徴収分	② b										
前年度課税分で本年度の収入となるべき分(2/12箇月分)	③ b										
計 ②b + ③b	④ b										
退職所得の分離課税に係る所得割額	⑤ b										
合計 ①b+④b+⑤b	⑥ b										
特別徴収分のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分(2/12箇月分)	⑦ b										
滞納繰越となった分	⑧ b										
⑥a+⑥b	⑧										
⑧a+⑧b	⑧										
区	普通徴収	人	特別徴収	人	普通徴収	人	特別徴収	人	差異現在数 エ+オ	確定あん分率	A B
均等割のみの方	⑨										
所得割のみの方	⑩										
均等割と所得割の方	⑪										
計 ⑨+⑩+⑪	⑫										
退職所得の分離課税の方	⑬										
滞納繰越となった方	⑭										

別記第2号の2の様式(第13条関係)

個人の県民税の徴収状況報告書

第 年 月 日

県税事務所長 様

市(町村)長 印

和歌山県税条例第27条第3項及び第5項の規定により、 年度の個人の県民税について 年 月の徴収状況を下記のとおり報告します。

区分	現年課税分			滞納繰越分			合計
	税額	加算 延滞 金額	小計	税額	加算 延滞 金額	小計	
県民税及び市町村 民税に係る徴収金	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()
① 本月分							
② 累計							
③ あん分率	年 月 日現在						
払い込むべき県民 税に係る徴収金額	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()
④ 本月分							
⑤ 累計							
既に払い込んだ県 民税に係る徴収金額	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()	円 () () ()
⑥ 本月分							
⑦ 累計							
⑧ ⑤-⑦ 払込み過不足額							
⑧ 県民税の払込み清算欄	年 月 日現在確定あん分率						
⑤ 払い込むべき県民税に係る 徴収金額							
翌年度払込額							
(⑤-決算日までの払込額)							

別記第2号の3様式(第13条関係)

個人の県民税の滞納状況報告書

県税事務所長 様

市(町村)長

号
第 年 月 日

印

和歌山県税条例第27条第4項及び第5項の規定により、 年5月31日現在における個人の県民税の滞納状況を下記のとおり報告します。

区 分	調査額				徴収額			
	3月31日現在	5月31日までの増減	合計	3月31日現在	5月31日までの増減	合計	5月31日までの増減	合計
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
現年課税分 (確定あん分率)	市町村民税	円	円	円	円	円	円	円
	県民税							
	計							
滞納繰越分 (確定あん分率)	市町村民税							
	県民税							
	計							
合計								

区 分	不納欠損額			滞納額			滞納額の内訳						
	件数	税額	税額	件数	税額	徴収猶予額	換価の猶予額		滞納処分の執行停止額		その他		
							件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
現年課税分	市町村民税		円			円							円
	県民税												
	計												
滞納繰越分	市町村民税												
	県民税												
	計												
合計	市町村民税												
	県民税												
	計												

別記第5号様式中「まっ消」を「抹消」に改める。

別記第9号様式中「すでに」を「既に」に、「、税額に」を「税額に」に、「よつて」を「よって」に、「普通自動車にあつては」を「、普通自動車にあつては」に、「軽自動車にあつては」を「、軽自動車にあつては」に、「更正され」を「、更正され」に、「該当事項」を「、該当事項」に、「親族等」を「、親族等」に、「当該自動車の取得価額」を「、当該自動車の取得価額」に、「形状」を「、形状」に、「ドアー数」を「、ドアー数」に、「いつわり」を「偽り」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第 11 号様式 (第 1.4 条関係)

(その 3)

(裏面)

77 和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

収納期別番号 納付番号

年度 課税年度

住所氏名

和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

税 額

延滞金額

合計額

納付書氏名

納付番号

課税年度

納税番号

事務所 区 分

納期限

延滞金額

納	額	延滞金額	合計額
円	円	円	円

領 取 日 付 印

(裏面)

和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

税 額

延滞金額

合計額

納付書氏名

納付番号

課税年度

納税番号

事務所 区 分

納期限

延滞金額

納	額	延滞金額	合計額
円	円	円	円

領 取 日 付 印

和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

税 額

延滞金額

合計額

納付書氏名

納付番号

課税年度

納税番号

事務所 区 分

納期限

延滞金額

納	額	延滞金額	合計額
円	円	円	円

領 取 日 付 印

和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

税 額

延滞金額

合計額

納付書氏名

納付番号

課税年度

納税番号

事務所 区 分

納期限

延滞金額

納	額	延滞金額	合計額
円	円	円	円

領 取 日 付 印

和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

税 額

延滞金額

合計額

納付書氏名

納付番号

課税年度

納税番号

事務所 区 分

納期限

延滞金額

納	額	延滞金額	合計額
円	円	円	円

領 取 日 付 印

和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

税 額

延滞金額

合計額

納付書氏名

納付番号

課税年度

納税番号

事務所 区 分

納期限

延滞金額

納	額	延滞金額	合計額
円	円	円	円

領 取 日 付 印

和歌山県 不動産取得税

和歌山県 加入者名 和歌山県会計管理者

口歴番号 00100-9-967076

税 額

延滞金額

合計額

納付書氏名

納付番号

課税年度

納税番号

事務所 区 分

納期限

延滞金額

納	額	延滞金額	合計額
円	円	円	円

領 取 日 付 印

1. 課税の根拠

本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第78条の2及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第42条の14の規定により賦課します。

2. 延滞金の納付について

納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。

延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(注)の割合を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは不変です。)となります。

(注) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年11月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。

3. 賦課に不明がある場合

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内(知事へ審査請求をするときは、審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を經由して提出してください。)の処分取消しを求め、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となり、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を被告の後でなければ提起することができません。)とされ、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分取消しの手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を結んでも処分の取消しを提起することがあります。

◎県税を納付する場所

○次の金融機関等

- 三井住友銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行
- 三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行
- 三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行
- 三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行、三井住友信託銀行

◎郵便局、ゆうちょ銀行

※バーコードの記載があるものは、表面にコンビニ取扱期間の間に限り下記コンビニエンスストアでも納付できます。

○セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ等納付できます。

※納付書の印を貼付する必要があります。

○和歌山県各金融機関事務所

伊都、日高、東牟婁の各税務課

総務課

Pay-easy対応のATMやインターネットバンキング等からも納付することができます。詳しくは和歌山県税務課のホームページを御参照ください。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/taxfig/010500/

※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。御不明な場合は、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

別記第11号様式(第14条関係)

(その4)

(裏面)

77

和歌山県 収納済通知書

和歌山県 納付書 領収証書

和歌山県 納付書 領収証書

加入者名 和歌山県会計管理者 和歌山県会計管理者

口座番号 00100-9-967076 和歌山県 00100-9-967076

住所 和歌山県 和歌山市

延滞金額	合計額
納税金額	延滞金額
合計額	延滞金額

納付書番号	納付年度	納付区分	年数
所得年	納期	納付額	納付日付

納付者氏名

納付者住所

納付者電話番号

領 収 日 付 印

33

和歌山県 納付書 領収証書

和歌山県 納付書 領収証書

和歌山県 納付書 領収証書

加入者名 和歌山県会計管理者 和歌山県会計管理者

口座番号 00100-9-967076 和歌山県 00100-9-967076

住所 和歌山県 和歌山市

延滞金額	合計額
納税金額	延滞金額
合計額	延滞金額

納付書番号	納付年度	納付区分	年数
所得年	納期	納付額	納付日付

納付者氏名

納付者住所

納付者電話番号

領 収 日 付 印

(裏面)

◎ 延滞金の納付について

納期日の過ぎ去ることによる延滞金を納付される場合は、地方税法第14条第3項の規定に基づき算出した延滞金額を附加して納めてください。

延滞金額は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、税額(1,000円未満の端数があるときは、又はその金額を切り捨てます。)に年14.4%の割合を乗じて計算した金額(計算した金額の400円未満の端数は円未満となり、計算した金額が5,000円未満であれば円未満の割合となります)となります。

(注)納期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間の5月平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の01月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を附加した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該期間の属する月単位に年4%の割合を附加した割合の割合となります)。

◎ 賦税を納付する場所

○ 次の金融機関等

- 紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、J.リソなどの各銀行の各銀行
- 三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行
- きのくに信用金庫、新宮信用金庫
- 近畿産業信用組合、和歌山県信用金庫、和歌山県信用金庫連合会、和歌山県信用金庫連合会
- 和歌山県信用金庫協同組合(各農協協同組合)
- 郵便局、ゆうちょ銀行

※ インターネットバンキング等やPay-easy(ペイジー)対応のATMからも納付することができます。詳しくは和歌山県税務課のホームページを御参照ください。
http://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/010500/

○ ハーコードの記載があるものは、表面コンピュータ二枚投函の間に限り下記コンピュータでも納付できます。

- サークルK、サングラス、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ヤマザキデイリーストア、ローソン
- 自動車税は「クレジットカード」を利用して『パソコン』や『携帯電話』から納付が出来ます。詳細は、http://koukin.yahoo.co.jp/ヘアアクセスしてください。
- 各県税事務所
- 伊都・日高・東牟婁の各振興局総務課

※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。御不明な場合は、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

- 和歌山県税事務所 納税担当 (TEL 073-441-3398-3407-3408)
- 紀北県税事務所 (TEL 0736-61-0010)
- 紀中県税事務所 (TEL 0737-64-1259)
- 紀南県税事務所 (TEL 0739-26-7908)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び別記第11号様式の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県橋本警察署の部林間田園交番（橋本市三石台一丁目）の項中「柿の木坂」の次に「、紀ノ光台二丁目、紀ノ光台三丁目」を加え、同部中島警察官駐在所（橋本市隅田町中島）の項中「あやの台三丁目」の次に「、紀ノ光台一丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。